

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書への回答書

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。（社会福祉課）
- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。（社会福祉課）

【回答】①②

自治体の担うべき役割を認識し、住民の利益への奉仕をすすめていく考えです。

- ③地域主権改革関連法（第1次～第3次分）による義務付け・枠付への見直し（最低基準の見直し）について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。（社会福祉課）

【回答】

社会保障施策も自治体が担うべき役割の一つとして認識し、担うべき範囲等全体的バランスを踏まえてすすめていく考えです。

- ★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。（税務課）

【回答】

滞納整理機構は滞納整理を専門に行う県と参加市町の職員の集合体であり、機構の名のもとで協働して滞納整理を推進することで地方税の滞納額の縮減を図ろうとするもので、参加することの意義は非常に大きいものと判断しております。また、滞納整理機構、市ともに、地方税法第15条の適用は的確に実施しております。

<参考>

地方税法第15条（徴収猶予の要件等）

地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

- 1 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつたとき
- 2 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- 3 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- 4 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- 5 前各号の一に該当する事実と類する事実があつたとき

★【2】福祉医療制度について（国保年金課）

- ①福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現状では、愛知県が行う福祉医療制度の見直しの動向を見極めた上で慎重に検討する必要があると考えます。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

【回答】

子ども医療の対象拡大につきましては、本年1月1日から実施した中学校3年生までの通院費全額補助の実績を踏まえ、検討すべきと考えています。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

現状では、愛知県が行う福祉医療制度の見直しの動向を見極めた上で慎重に検討する必要があると考えます。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

【回答】

自己負担額の補助については、県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

（1）介護保険について（高齢者福祉課）

- ①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画（以下「第4期事業計画」という。）では、介護保険料の所得段階設定を8段階（9区分）としておりましたが、平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画（以下「第5期事業計画」という。）においては、これまで0.5であった第1・2段階の保険料率を0.45に引き下げ、さらに、これまで0.75であった第3段階には新たに0.62の所得区分を設け、所得段階を9段階（11区分）と負担能力に応じた介護保険料といたしました。

- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

減免につきましては、国から示された三原則（①保険料の全額免除、②収入のみに着目した一律減免、③一般財源の投入を行わない）の遵守を原則とし、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、今後も同様に考えております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

介護保険法において、利用料を減免できる要件が災害など省令で限定されており、本市の独自減免は困難なところでございます。

なお、低所得者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。また、社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在行っており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。

- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】

導入については、サービスを必要とする利用者の把握、一般高齢者福祉サービスとの調整、事業の効果などを分析・調査しながら検討をすすめます。

- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

第5期事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備等の拡充に努めてまいりたいと考えております。なお、基盤整備に当たり国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用するなど、施設整備について積極的な支援・援助に努めてまいりたいと考えております。

- ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】

第4期事業計画において8中学校区を7地域に再編し、平成18年度以降は各地域に1カ所の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置運営を社会福祉法人及び医療法人に委託しております。

第5期事業計画期間中は、地域の関係機関や地域住民等による地域包括ケア検討会議を設置し、地域におけるケアマネジメントを担う中核機関であるセンターの運営体制の充実及び機能強化を図ってまいりたいと考えております。

- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

平成24年4月施行の介護保険制度改正において、介護職員の処遇改善のための報酬加算が新設されており、財政的な支援は考えておりません。

（2）高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。（高齢者福祉課）

【回答】

加齢に伴う心身機能の低下により、日常生活に支援が必要なひとり暮らしや高齢者世帯に生活支援型ホームヘルパーを派遣し、自立生活の維持及び要介護状態への進行防止を図っております。

また、民生委員児童委員及び7カ所の地域包括支援センター職員による高齢者実態

調査やふれあいネットワーク、配食サービスなどの見守りや安否確認のための事業も行っております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。(社会福祉課)

【回答】

瀬戸市福祉保健センターに開設しております老人福祉センターでは、バスの送迎付きで利用いただいております。高齢者の生きがいづくりの一助になっているものと考えております。

また、老人憩いの家においても自立支援高齢者を対象に送迎付きのデイケアハウスを開設し、利用者を支援しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。(高齢者福祉課)

【回答】

委託方式により3か所の宅老所を開設しておりますが、今後も介護予防の観点からその継続に努めてまいりたいと考えております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。(生活課)

【回答】

現在、市営住宅は20戸、県営住宅は105戸が整備されております。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。(高齢者福祉課)

【回答】

日曜日を除く週6日、昼食又は夕食のいずれか1食の配食サービスを実施しておりますが、今後もその継続に努めてまいりたいと考えております。

なお、会食につきましては、社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会の地区社会福祉協議会により実施しております。

★(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。(高齢者福祉課)

【回答】

要介護1・2及び3の認定を受けている方は普通障害者、要介護4・5の認定を受けている方は特別障害者を概ねの判定基準とし、これに主治医の意見書及び訪問調査員による障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度の状況を踏まえ、障がい者控除の対象となる認定書を交付しております。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。(高齢者福祉課)

【回答】

初めて要介護等と認定された全ての方へ送付する要介護等認定決定通知書に「所得税法等による障害者控除対象者認定」を始めとした高齢者に関する在宅福祉サービス等の案内のための説明書を同封しておりますが、今後は主治医の意見書及び訪問調査情報を基に該当者へ交付できるよう、電子機器による介護保険システムの改修と合わせて検討してまいりたいと考えております。

2. 高齢者医療などの充実について（国保年金課）

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】

世帯内合算者の有無等により申請の類型が複数あるため、一律の申請書送付は、困難と考えております。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】

負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えております。短期被保険者証の発行につきましては、愛知県後期広域連合が定めた要綱に従い対応して参りたいと考えております。

3. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】（健康課）

平成21年度から妊産婦健診の助成回数を14回に拡大したところです。今後の助成拡大につきましては、国の動向や他市の状況等を勘案し、検討していきたいと考えています。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。（学校教育課）

【回答】

現在の就学援助対象基準は、生活保護基準額の1.25倍以下の世帯としておりますが、近隣市町と比較しても低い基準ではないと認識しており、引き上げる考えはありません。

また、瀬戸市では、申請は各学校と教育委員会双方で受け付けしております。この制度については、広報、瀬戸市のホームページ、関係各課窓口等により広くお知らせをしています。

なお、民生委員の証明は必要としていません。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。（学校教育課）

【回答】

現在は、考えていません。

- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。（給食センター）

【回答】

引き続き、安全、安心で、おいしい給食づくりに努めてまいります。

- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。（防災安全課）

【回答】

避難所には性別・年齢を問わず、様々な人々が入ります。避難所の運営には女性の

参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮してまいります。

4. 国保の改善について（国保年金課）

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国民健康保険の運営単位広域化に反対する考えはありません。

★②保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。

【回答】

一般会計からの法定外繰り入れについては、今後とも、一般会計、国保特会相互の財政状況を見ながら、また、社会保険制度の中での受益と負担の関係を踏まえて、適切に判断していくものと考えます。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

現状を変更する予定はありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

現状を変更する予定はありません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現状を変更する予定はありません。

★③保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

高校生世代以下の子供に対する被保険者証交付については、改正された平成21年12月通知に基づき行なっているところです。これ以外については、負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】

適切に対応していきたいと考えております。

ウ. 保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月とし

てください。

【回答】

保険料を支払う意思があつて分納している世帯については、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため、短期保険証を交付していきたいと考えております。完納の目途が立った時点で通常証を交付させていただいております。

エ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

保険料滞納者の生活実態把握については従来から努力しており、また、滞納処分についても、適切に対応していることです。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

現状を変更する予定はありません。

5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。（社会福祉課）

【回答】（福祉係）

負担が重くなり過ぎないように所得に応じて上限が決められていることから無料の考えはありません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。（社会福祉課）

【回答】（福祉係）

国の定める基準に従い運用していますので、訪問系サービスには余暇利用は含まれません。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。（社会福祉課）

【回答】（福祉係）

本市では利用者・家族の状況を個別に判断させていただくこととしています。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。（高齢者福祉課）

【回答】

介護保険は社会全体で支える社会保障制度となっており、介護保険サービスの利用者には介護報酬の1割を利用料として負担いただくことになっております。

なお、低所得者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。また、社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在おこなっており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。（防災安全課）

【回答】

避難所の考え方として、一時的に避難する場所であると考えており、現在の施設が備えているもの以上のバリアフリー化は考えておりません。また、施設管理者の考え方に従うこととしています。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。（防災安全課）

【回答】

障害者の方が避難を必要とした場合、避難所として施設又は設備を使用することについて、現在市内5か所の社会福祉施設と「災害時に災害弱者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定」を締結し、安心して避難できる場所を確保しているところです。具体的には、社会福祉法人が運営している4つの特別養護老人ホームと1つの知的障害者更生施設の計5施設です。新たな避難場所の設定につきましては、施設規模や人員体制などを鑑みながら、高齢者福祉課と調整した上、施設規模が大きいデイサービスセンターの運営法人にも協力を依頼してまいりたいと考えています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。（防災安全課）

【回答】

民生委員児童委員が作成する災害時要援護者支援台帳を基に、緊急時に安否確認ができる体制を整えているところです。また、市ホームページや広報紙への記事の掲載、コミュニティFMラジオを活用した防災啓発活動にも努めています。

6. 健診事業について（健康課）

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

特定健診、女性特有のがん検診と平成23年度から働く世代の大腸がん検診を年1回無料で実施していますが、健(検)診事業に対する応分の負担は、やむを得ないものと考えております。

なお、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は免除をしております。

歯周病予防健診は、20歳以上の方を対象とし、毎月2回集団方式で実施しているほか、30歳から70歳の方のうち5歳ごとを対象とした歯科節目健康診査を実施しています。

また、平成23年度から20歳の歯科健診を実施しております。

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

国保加入者の30歳から39歳の方を対象とした生活習慣病予防健診を実施しているほか、国保加入者以外の30歳から39歳の女性を対象とした「女性の健康診査」を実施しています。応分の負担は、やむを得ないものと考えております。

7. 予防接種について（健康課）

★①H i b、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

【回答】

平成23年2月から上記3ワクチンの全額公費負担での実施をしています。

②高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

高齢者肺炎球菌につきましては平成24年4月から一部助成を実施しております。水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）B型肝炎、ロタウイルスワクチンにつきましては国の動向等を勘案し、検討していきたいと考えています。

8. 生活保護について（社会福祉課）

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】（保護係）

法に従い行っています。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】（保護係）

基準に従い配置しています。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

【回答】（保護係）

配置する予定はありません。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。（税務課）（社会福祉課）

【回答】（税務課）

消費税増税法および社会保障制度改革推進法は、政府が国の将来における財政状況等を見据え、総合的に判断して成立したものであり、国へ撤回の要望をする考えはありません。またマイナンバー制度も同様に意見書・要望書を提出する考えはありません。

【回答】（社会福祉課）

意見書・要望書を提出する考えはありません。

②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を

撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。（高齢者福祉課）

【回答】

国庫負担（調整交付金）の増額につきましては、これまで全国市長会を通じて要望してまいりましたが、今後も機会あるごとに全国市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

また、介護労働者の処遇改善につきましては、平成23年度は介護職員処遇改善交付金で、平成24年度からは介護報酬の改定によって改善されているものと考えております。

生活支援の時間につきましても今般の介護報酬改定により時間区分が20分以上45分未満と45分以上の2区分に見直されたもので、必要なサービス量の上限を付したものではありません。利用者の状況に応じた介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供するべきものであることは従前と変わっておりません。

- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【無回答】

- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。（社会福祉課）

【回答】（社会福祉課）

意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。（健康課）

【回答】

市長会等を通じての要望を検討してまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

(2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

- ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。（国保年金課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設

してください。（社会福祉課）

【回答】（福祉係）

意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。（社会福祉課）

【回答】（福祉係）

意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。（健康課）

【回答】

県の動向を注視してまいりたいと考えており、現在のところは意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。（健康課）

【回答】

県の動向を注視してまいりたいと考えており、現在のところは意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

- ⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。（健康課）

【回答】

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書（国保年金課）

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】

以上、4項目、意見書・要望書の提出を行う考えはありません。